



一人ひとりが確かな目で、快適な消費生活をおくりたいものです。

四月一日、「秋田市消費生活条例」がスタートしました。

消費生活条例は、市民のみなさんが安全で快適な消費生活をおくれるようにと制定された条例です。

市消費者センターに寄せられた相談は、平成九年度で一〇〇一件あり、過去最高の件数になりました。全国でも年間二十万七万件を超える相談が報告されています。

消費生活に関する相談は、内容が複雑・多様化してきています。インターネットを利用して買い物ができるようになったり、外国の商品が気軽に手に入ったりと、消費者の周りには購買意欲をそそる情報が氾濫しています。また、「もつときれいになりたい」「教養を深めたい」などと、モノだけでなく、サービスに対する需要も高まってきています。そして、訪問販売、

通信販売、カードによる支払いなど、さまざまな購入形態も複雑に絡み合い、消費者に重くのしかかっています。消費者は利便性や氾濫する情報に踊らされがちになり、危険な取引から身を守ったり、本当に必要なものを自主的、合理的に選んだりすることが難しい社会状況になってきました。

私たちの日常生活で起こる消費者問題。みなさんの一番身近なところで、迅速できめ細やかな対応ができるようにと、「秋田市消費生活条例」は生まれました。

条例は三十五条からなり、環境への配慮、商品等による危害の防止、不適正な取引行為の禁止などについて、事業者が守るべき基準や市の行う措置などを定めています。さらに、消費者被害の救済や消費者教育の推進についても規定しています。

毎日の、大切なことだから...

秋田市消費生活条例を ご存じですか



秋田市消費者センターの消費生活相談員に

聞きました...

センターへ寄せられる相談は、モノからサービスへ、モノであってもその品質や安全性に加え販売方法に絡んだ問題が増えています。

最近では、インターネットを使った通信販売、携帯電話やPHSに関するトラブルの苦情など情報通信に関する相談が多くみられます。

依然として多い多重債務

消費者金融やクレジットカードの相談は全体の約二〇%を占めています。内容は、多重債務によるトラブルがほとんどです。年代は四十〜五十代が多く、住宅ローンの返済が苦しくなり、審査の甘い貸金業者からその場しのぎに借りてしまう傾向があるようです。若者の負債が二百〜三百万円ぐらいなのに対し、四十〜五十代は二千万円を超えるケースも珍しくありません。平成九年に報告された自己破産申し立ての件数は、全国で約七万件、前年に比べ一万件以上も増えています。

弱者につけ込む悪質な業者

学習教材の訪問販売や行政書士など資格取得講座の電話勧誘販売もまだまだ後を絶ちません。資格取得講座の勧誘については、若者が職場に

電話をかけられターゲットにされている場合が多いのも特徴です。十件近く講座を抱えている人も多く、「カモリスト」と呼ばれる教材購入者の氏名リストが業者間で流されていると言われています。

高齢者も狙われています

催眠商法によって高齢者がふとん類を買わせられるトラブルもありません。「ふとんやじゅつたんを格安でクリーニングしてあげます」と電話をかけ訪問し、三十万円もする外国製の掃除機を販売するケースも報告されています。

冷静に考える余裕を...

このようなトラブルには、複雑な社会状況や悪質な業者など様々な要因があります。しかし、最後の判断を下すのは消費者自身です。買おうとしているものが本当に必要なのか、欲しいものだったとしても、その品質や価格が適切なのか、冷静に考える時間を持つことが大切です。

そして、どんな小さなことでも疑問を感じたらそのままにしないで、相談することが重要です。大きな問題に発展すれば解決には多くの費用や時間がかかってしまいます。

「しまった!」と思っててもクーリング・オフ制度で解約できる場合もあります。泣き寝入りはいけません。私たちは悪質な商法から消費者を守る手助けをしたいと考えています。どうぞ「消費者センター」にお気軽にご相談ください。

